

平成 26 年 11 月 6 日
内閣官房
すべての女性が輝く社会づくり推進室

**「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案）」
に対する意見募集の実施について**

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令」の案を定めるに当たり、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、政令案作成における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

記

1 意見募集対象

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案）」

2 意見提出期間

平成 26 年 11 月 6 日（木）から同年 11 月 19 日（水）までの間（郵送の場合は 11 月 19 日消印有効）

3 意見提出方法

御意見については、次のいずれかの方法によって、日本語で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室「意見募集」係宛

※別添様式に御記入の上、送付してください。

封書の場合は必ず封書表面に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案）」に関する意見在中」と記入してください。

(3) F A Xの場合

以下のF A X番号・宛先に送信して下さい。

03 - 3581 - 0331

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室「意見募集」係宛

※別添様式に御記入の上、送付してください。

4 お寄せいただいた御意見及び個人情報の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、政令案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

個人情報のうち、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限って利用する場合があります。

【お問い合わせ先】

内閣官房

すべての女性が輝く社会づくり推進室

電話：03-5253-2111（代表）

(別添様式)

平成 年 月 日

内閣官房すべての女性が輝く社会づくり推進室「意見募集」係 宛
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（案）」に関する意見

所属・氏名 (法人・団体の場合は、 法人・団体名、部署名及 び担当者名)	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見 (別紙に記載する場 合は「別紙に記載」と記載 し、意見を記載した別紙 を添付してください。)	